

聖籠町教育大綱

新潟県聖籠町
令和8年3月

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本方針を参酌し、町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

2 大綱の方向性

聖籠町の教育施策は、町の最上位計画である「聖籠町総合計画」に基づき行われることから、本大綱は「第 5 次聖籠町総合計画」を基本として策定します。

3 大綱の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

4 大綱の基本目標

未 来 を 創 る 子 ど も の 育 成

激しく変化する社会の中で、他者と信頼関係を結び、地域への愛着をもちながら、協働して未来を創ることのできる子どもの育成を目指します。

そのために、社会全体で子どもを育む風土の上に立ち、科学技術の進展に対応できる力、世界とつながる力、主体的に社会参画する力、多様性を認め、個性を発揮する力、生涯にわたって学び続ける力など、情報化社会を切り拓くために必要となる資質と能力を育成・伸長する教育を推進します。併せて、適切な教育環境の整備に取り組めます。

5 大綱の基本方針

I 学校・家庭・地域の協働

(1) 協働体制の構築

学校の運営を支える学校運営協議会や地域学校協働本部などの役割を明確化し、それぞれの活動を支援します。

協働体制の基盤づくりのために、学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪とした連携を推進します。

(2) 学校の中の地域づくり

学校は社会の一つであり、社会と分離した空間ではないという理念のもと、中学校の地域交流棟（地域が存在する空間）での活動を基盤として小学校や幼稚園へ拡大します。

(3) 教育の実現に向けた社会の力の活用

求められる教育の質の向上に適切に対応するため、必要に応じて大学や県立教育センター等の教育専門機関との連携を図ります。

また、子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちに対して効果的な教育を行うことができるよう、社会の教育力を活用して、学校現場における教員の働き方改革を推進します。

II 情報化社会を切り拓く子どもの育成

(1) 科学技術の進展に対応できる力の伸長

子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを充実するために、1人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等のICT環境整備を図るとともに、子どもたちの情報活用能力を伸長するための指導体制の充実を図ります。

(2) 世界とつながる力の伸長

地域への愛着をもったグローバル人材として、外国人と臆せずコミュニケーションできる能力を伸長するため、コミュニケーションを必要とする機会やふるさとについて学ぶ場を創出するとともに、英語学習へのモチベーションの維持・向上を図ります。

(3) 子どもたちの主体的な社会参画

子どもたちの主体的な社会参画を促すため、小中学校における地域教育プログラムの充実を支援するとともに、子どもの意見を反映させる受け皿の整備を推進することで、他者から信頼され、自立した社会人としての資質の醸成を図ります。

(4) 多様な子どもたちへの深い学びの提供

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、教員の授業づくりに関わる研修の充実を図るとともに、子どもと向き合う時間や授業準備、研修等の時間確保を目指します。

また、子どもたちの学びたい意欲に応える場を設定し、学ぶ力の伸長を図ります。

Ⅲ 教育環境の整備・充実

(1) 施設の経年劣化等への対応

安全で安心できる適切な教育環境が確保され、継続的な施設運営ができるよう学校や共同調理場等の施設の適切な維持管理に努めるとともに必要な整備を図ります。

また、望ましい食習慣等を身に付けるための学校給食の提供や登下校通学における負担軽減策など学びに向き合うための環境対策を図ります。

(2) 支援を必要とする子どもたちへの対応

障がいのある子どもや不登校をはじめとしたさまざまな悩みを抱えている子どもの状況を的確に把握し、一人ひとりに適切に対応できるよう相談・支援体制を整備・充実します。

また、いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識を共有し、学校・保護者・地域全体での取組を推進します。

(3) 学校内外での安全確保への対応

児童生徒等が生き生きと活動し、学べるようにするために、その安全確保を図るための安全対策について施設、衛生、見守り、教育の観点から総合的・効果的に推進します。

Ⅳ 安心して子育てできる町

(1) 幼児教育・保育の充実

子育てシステムの充実を図るとともに、子どもの興味・関心を刺激する教育内容を構成し、子どもの可能性を見取り、その良さを子どもに伝える教育を推進します。

(2) 子育て環境の整備

子育てにやさしい支援の充実を図り、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる事業を充実させるとともに、子どもたちにとっても保護者にとっても心地よい居場所となる屋内遊び場施設を設置します。

(3) 子育てにかかわる相談対応

児童虐待やヤングケアラー等、多様化・複雑化する子どもや家庭の問題に対し、適切かつ迅速に対応するため、更なるネットワークの強化や子どもソーシャルワーカーの資質向上を図ります。

子育てにかかわる相談に適切かつ迅速に対処するため、地域の子育て・教育に関する関係機関と連携した総合相談体制により、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を進めます。

(4) 就学支援体制の充実

経済的な理由により就学が困難な児童生徒のため、就学援助、育英資金などの支援制度をより利用しやすいものとするとともにその周知徹底を図ります。

V 人生100年時代の学び

(1) 生涯学習の展開

生涯学習の推進を図るため、学校・家庭・地域・企業・NPOなどとの連携の強化を推進するとともに、町民のニーズと満足度の把握に努め、町民視点に立った事業を展開します。

また、地域社会の情報拠点として、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の読書活動を支援し、町民の多様なニーズに対応できるよう図書館機能の充実を図ります。

(2) 青少年健全育成の推進

青少年が自らの可能性を信じ、社会の一員として主体的に生きる力を育むために、家庭・学校・地域・行政が一体となって支援する体制整備はもとより、地域組織・団体との協力や行政組織等と横断的な連携を強化し、

地域社会の環境の整備・充実と青少年の健全育成に向けた取組を推進します。

また、メディア媒体に起因する非行、犯罪を防止するため、メディアに関する正しい知識の啓発を行うとともに学校・家庭・地域との連携の強化を推進します。

(3) 文化の振興

文化財の保護、管理や民俗資料館での効果的な展示に努めるとともに、「地域の教育力再生」の一環として、町民が多様な文化活動に親しみ、創造的な文化を育むとともに、地域の良き風習の継承や集落住民間の結びつき、伝統芸能の担い手の育成などに向けた支援を行います。